

○目的

- ・ 公民連携のもと水辺空間における民間営利活動を含めた利活用を推進し、まちなかの賑わい創出と持続可能なまちづくりへ寄与することを目的とする。

○利用区域

信濃川やすらぎ堤 左岸 八千代橋から萬代橋の間のエリア（河川区域・一部に都市公園区域が含まれる）

○利用方針

- ・ 利用区域内において実施する以下の取組について、市(まちづくり推進課)が受付窓口となり活用を希望する民間事業者等と個別に調整を行う。

◇ 民間事業者等による、当該事業の目的の達成に寄与する取組（単発・短期間でのイベントを想定）

例) マルシェイベントの実施、露店、オープンカフェ、キッチンカー出店、ドローンイベント、観劇、展示会、集会等の催し、宿泊を伴うキャンプ、バーベキュー場 など

※上記はあくまで一例であり、実施が確約されている訳ではありません。実施に際しては個別に関係機関等との協議が必要です。

○使用条件

- ・ 使用可能期間 : 原則1カ月間 以内 ※新潟市都市公園条例を準用
- ・ 営業等可能時間 : 原則午前6時から午後9時まで
- ・ 区域内に設置可能なもの : 緊急時に30分を目途に撤去可能な仮設物
- ・ 電気・水道は各事業者側で用意すること（各自、電源・タンク等を使用）
- ・ 分電盤・上下水を使用したい場合、個別に公園管理者に確認すること
- ・ 都市公園区域を使用したい場合、個別に公園管理者に対し占有許可申請を行うこと(占有料が発生します)

○手続き方法

- ・ (使用する概ね1.5か月前を目途)事前に電話等で予約状況を確認・仮申込（事業者→市）
 - ・ 施設使用契約を締結（市 ⇄ 事業者）
 - ・ 契約締結を報告（市→河川） ※河川占有許可準則 第25条2項一号
 - ・ 一時使用届を提出（市→河川）
- ※受付は原則申込順とするが、公的なイベント（新潟まつり、萬代橋誕生祭など）と重複した場合、公的なイベントを優先する場合がある。